

令和 6 年度 第 11 回

理 事 会

日時 令和 7 年 3 月 6 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

会長挨拶

協議事項

- 1 第 182 回埼玉県医師会定例代議員会の次第について
桃木常任理事

日時：令和 7 年 6 月 19 日 (木) 14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール

- 2 第 78 回埼玉県医師会創立記念表彰式の日程（案）について（資料なし）
桃木常任理事

日時：令和 7 年 11 月 13 日 (木) 15:00～

場所：埼玉県県民健康センター 2 階 大ホール

- 3 令和 7 年度埼玉県幹部職員と埼玉県医師会関連団体及び都市医師会との懇談会並びに埼玉県医師会会員受賞祝賀会の日程（案）について
(資料なし)

桃木常任理事

日時：令和 7 年 12 月 18 日 (木) 18:00～

場所：ロイヤルパインズホテル浦和 21 階 スカイバンケット

- 4 令和 7 年 9 月～12 月の役員会等の日程（案）について
桃木常任理事

5 会費減免（令和6年度追加並びに令和7年度申請）について
長又常任理事

6 会長・副会長・常任理事・理事協議事項について

報告事項

1 郡市医師会別医師会員数（3月1日現在）ならびに会員異動（2月分）
について

桃木常任理事

2 移動理事会について

桃木常任理事

日時：令和7年5月10日（土）～11日（日）

場所：米沢市内

3 医療事故調査制度の相談事案（1月分）について

松本常任理事

※件数 1件

4 医療事故紛争解決事例（1月分）について

松本常任理事

今城理事

※件数 2件

5 令和6年度医療事故調査制度支援団体統括者セミナーの結果について
松本常任理事

濵谷理事

日時：令和7年2月9日（日）13:00～16:00

場所：WEB開催

6 第62回埼玉県医学会総会の結果について

寺師常任理事

日時：令和7年2月23日（日）8:50～

場所：埼玉県県民健康センター

7 生産性向上・職場環境整備等支援事業について

小室常任理事

県保健医療部

8 会長・副会長・常任理事・理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

- 1 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について（50枚）

登坂常任理事

日医

- 2 全国健康保険協会が実施する生活習慣病にかかる重症化予防事業等の推進について（7枚）

登坂常任理事

日医

桃木常任

第182回 埼玉県医師会定例代議員会 次第

日時 令和7年6月19日（木）午後2時30分
場所 埼玉県県民健康センター 2階 大ホール

1. 開 会

1. 議事録署名委員指名

1. 会長挨拶

1. 物故会員黙祷

1. 報 告 事 項

令和6年度埼玉県医師会事業報告

公益目的支出計画実施報告

1. 議 事

第1号議案 令和6年度埼玉県医師会収支決算に関し決議を求める件

第2号議案 令和8年度埼玉県医師会会費等賦課徴収に関し決議を求める件

1. 会長挨拶

1. 閉 会

桃木常任

(案)

令和7年9月～12月の役員会等日程について

【 】内は開催場所

9月 4日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
理事会 15:00 【県医師会】
11日 (木) 常任理事会 (持廻り)
18日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
25日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
都市医師会長会議 15:00 【県医師会】

10月 2日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
理事会 15:00 【県医師会】
9日 (木) 常任理事会 (持廻り)
16日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
23日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
25日 (土)・26日 (日) 移動都市会長会議 【未定】
30日 (木) 休会

11月 6日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
理事会 15:00 【県医師会】
13日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
※第78回創立記念表彰式 15:00 【大ホール】
20日 (木) 常任理事会 (持廻り)
※国民医療を守るための総決起大会【日医】
27日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
都市医師会長会議 15:00 【県医師会】

12月 4日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】
理事会 15:00 【県医師会】
11日 (木) 常任理事会 (持廻り)
18日 (木) 常任理事会 14:30 【県医師会】
都市医師会長会議 16:00 【県医師会】
※埼玉県幹部職員と埼玉県医師会関連団体、都市医師会長との懇親会
並びに埼玉県医師会会員受賞祝賀会 18:00 【ロイヤルパインズホテル浦和】
25日 (木) 常任理事会 13:30 【県医師会】

長又常任

令和6年度(追加)並びに令和7年度会費減免申請者

埼玉県医師会会費減免規程第4条の規定に基づく、会費減免申請者

令和6年度会費減免申請(追加)について

【医学部卒後5年間減免】

1名

| 都市医師会名 | 本会会員区分 | 日医会員区分 | 氏 名 | 卒業年月 | 期 間 |
|------------|--------|--------|-------|------|------|
| さいたま市与野医師会 | B | A2B | 山崎 夏美 | R4.3 | 3期から |

令和7年度会費減免申請について

【医学部卒後5年間減免】

1名

| 都市医師会名 | 本会会員区分 | 日医会員区分 | 氏 名 | 卒業年月 | 期 間 |
|------------|--------|--------|-------|------|-----|
| さいたま市与野医師会 | B | A2B | 山崎 夏美 | R4.3 | 全期 |

桃木常任

都市医師会別医師会員数（令和7年3月1日現在）

ならびに会員異動（2月分）について

(1) 都市医師会別医師会員数（別紙）

(2) 令和7年2月1日～2月28日までの、入会・退会・異動にかかる報告。（内訳は別紙）

| | | |
|-------|-----------|------------|
| 今回報告数 | · · · · · | 47名 |
| 入会 | · · · · · | 18名 |
| 退会 | · · · · · | 19名（死亡 3名） |
| 異動 | · · · · · | 10名 |

都市医師会別医師会員数(令和7年3月1日現在)

| 都市医師会 | A1 | A2B | B | A2C | C | 合計 |
|-------------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| 浦和医師会 | 321 | 122 | 150 | 6 | 36 | 635 |
| 川口市医師会 | 266 | 56 | 161 | 10 | 24 | 517 |
| 大宮医師会 | 292 | 92 | 232 | 17 | 75 | 708 |
| 川越市医師会 | 177 | 42 | 96 | 0 | 0 | 315 |
| 熊谷市医師会 | 118 | 28 | 86 | 0 | 12 | 244 |
| 行田市医師会 | 25 | 7 | 23 | 9 | 0 | 64 |
| 所沢市医師会 | 178 | 72 | 103 | 0 | 0 | 353 |
| 蕨戸田市医師会 | 114 | 20 | 51 | 8 | 8 | 201 |
| 北足立都市医師会 | 146 | 43 | 101 | 0 | 16 | 306 |
| 上尾市医師会 | 89 | 15 | 58 | 0 | 18 | 180 |
| 朝霞地区医師会 | 191 | 43 | 106 | 20 | 14 | 374 |
| 草加八潮医師会 | 143 | 19 | 45 | 0 | 12 | 219 |
| さいたま市与野医師会 | 70 | 30 | 43 | 28 | 1 | 172 |
| 入間地区医師会 | 73 | 20 | 41 | 0 | 0 | 134 |
| 飯能地区医師会 | 58 | 14 | 45 | 0 | 0 | 117 |
| 東入間医師会 | 126 | 42 | 57 | 0 | 0 | 225 |
| 坂戸鶴ヶ島医師会 | 91 | 26 | 23 | 0 | 0 | 140 |
| 狭山市医師会 | 60 | 19 | 56 | 0 | 14 | 149 |
| 比企医師会 | 113 | 22 | 63 | 1 | 0 | 199 |
| 秩父都市医師会 | 71 | 28 | 17 | 0 | 0 | 116 |
| 本庄市児玉郡医師会 | 74 | 31 | 40 | 0 | 0 | 145 |
| 深谷寄居医師会 | 94 | 44 | 48 | 7 | 10 | 203 |
| 北埼玉医師会 | 73 | 24 | 19 | 4 | 20 | 140 |
| 南埼玉郡市医師会 | 137 | 49 | 61 | 0 | 20 | 267 |
| 越谷市医師会 | 145 | 68 | 225 | 90 | 17 | 545 |
| 春日部市医師会 | 103 | 40 | 98 | 0 | 16 | 257 |
| 岩槻医師会 | 49 | 17 | 46 | 0 | 0 | 112 |
| 北葛北部医師会 | 39 | 10 | 15 | 0 | 0 | 64 |
| 吉川松伏医師会 | 39 | 5 | 37 | 0 | 0 | 81 |
| 三郷市医師会 | 58 | 14 | 28 | 0 | 0 | 100 |
| 埼玉医科大学医師会 | 4 | 26 | 227 | 4 | 164 | 425 |
| 防衛医科大学校医師会 | 1 | 15 | 18 | 0 | 0 | 34 |
| ＊＊＊ 総 計 ＊＊＊ | 3,538 | 1,103 | 2,419 | 204 | 477 | 7,741 |
| 前月比 | 6 | 1 | -5 | -1 | -2 | -1 |

【埼玉県医師会会員区分】

{ A会員:日本医師会A1
 B会員:日本医師会A2B・B
 B特会員:日本医師会A2B・B【大学医師会会員】
 C会員:日本医師会A2C・C

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.2.1 ~ 令7.2.28

令和7年3月1日報告

No.1

日本医師会用

| 年月日 所属医師会 | 変更区分 会員種別 | 変更事由1 変更事由2 | 変更事由3 変更事由4 | 変更事由5 変更事由6 | 診療科目 | 氏名 | 郵便番号 | 住 所 | 医 療 機 関 | 電話番号 FAX番号 | 備 考 |
|--------------|----------------------------------|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------------|----------|---|-----------------------------------|--|--------------|
| 浦和医師会 | 7/1/19 退会 B → 退会 | 死亡 | | | 内 小 | イサキ ユウジロウ 岩崎 第二郎 | 330-0064 | さいたま市浦和区岸町7-1-2 岩崎内科診療所 | (医) 岩崎内科診療所 | 048-822-8557 048-822-8567 | |
| 浦和医師会 | 7/3/31 退会 C → 退会 | その他 | | | 研修 | ヤスナガ マサシ 安永 匠志 | 330-0074 | さいたま市浦和区北浦和4-9-3 独行法)地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター | (医) 独行法)地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター | 048-832-4951 048-833-7527 | 初期研修 終了の為 |
| 浦和医師会 | 7/3/31 退会 C → 退会 | その他 | | | 研修 | タケハヤシ ナナミ 竹林 七峰 | 336-8522 | さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 | (医) さいたま市立病院 | 048-873-4111 048-873-5451 | 他の医師 貴に加入 |
| 川口市医師会 | 7/1/25 退会 B → 退会 | 退職 | | | 外 | カワヨシテツ 河 喜鉄 | 333-0847 | 川口市芝中田2-48-6 医)健仁会 | (医) 健仁会 | 048-267-2211 益子病院 | |
| 川口市医師会 | 7/3/31 退会 B → 退会 | その他 | | | 消内 外 整外 | ホリヒロユキ 堀 博之 | 333-0811 | 川口市戸塚3-27-14 堀クリニック | (医) 堀クリニック | 048-296-2622 048-296-2621 | |
| 大宮医師会 | 7/1/20 入会 → A1 | | | | 内 呼内 | キムラヒデハル 木村 英晴 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-902 大宮サクラスクエア モール3階 | (ソ) ソフィア内科大宮サクラスクエア | 048-783-4605 | |
| 大宮医師会 | 7/2/1 入会 → A1 | | | | 内 小外 | ノグチ マサヒデ 野口 雅秀 | 331-0074 | さいたま市西区宝来1538 医)政芳会 | (医) 政芳会 | 048-729-7730 田中クリニック | |
| 大宮医師会 | 7/2/1 異動 A1 → A2B 管理者交代 | 会員区分変更 | | | 内 消内 循内 小 | ネモト タカシ 根本 孝 | 331-0074 | さいたま市西区宝来1538 医)田中クリニック | (医) 田中クリニック | 048-729-7730 048-729-7731 | |
| 大宮医師会 | 7/2/1 異動 B → A2B | 会員区分変更 | | | 内 脳内 | オオタ カズミ 大田 一路 | 331-0052 | さいたま市西区三橋6-1791-5 大田医院 | (医) 一実会 大田医院 | 048-625-6175 048-625-7282 | |
| 川越市医師会 | 6/12/31 退会 A1 → 退会 | 退職 | | | 耳 | ハヤシ ケン 林 賢 | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町22-16 BS菅原町ビル5F | (医) 社団響 さくら小江戸クリニック | 049-236-3385 049-236-3571 | |
| 川越市医師会 | 7/1/1 入会 → A1 | | | | 内 循内 | ヨシダ マサヒロ 吉田 正博 | 350-0046 | 埼玉県川越市菅原町22-16 BS菅原町ビル5F | (医) 社団響 さくら小江戸クリニック | 049-236-3385 049-236-3571 | |
| 川越市医師会 | 7/1/12 退会 A1 → 退会 | 死亡 | | | 外 整外 | オハラ コウジ 小原 康史 | 350-8588 | 川越市山田320-1 医)社団 康正会 | (医) 社団 康正会 | 049-223-5711 康正会病院 | |
| 川越市医師会 | 7/1/13 異動 A2B → A1 | 会員区分変更 | | | 内 腎内 | オハラ イコウ 小原 一廣 | 350-8588 | 川越市山田320-1 医)社団 康正会 | (医) 社団 康正会 | 049-223-5711 049-223-5713 | 開設者交 代 |
| 川越市医師会 | 7/2/1 退会 A2B → 退会 | 医師会の異動 | | | 外 | シキナ アツシ 誠名 敦 | 350-1138 | 川越市中台元町1-16-11 医)瑞穂会 | (医) 瑞穂会 | 049-245-3551 城南中央病院 | |
| 川越市医師会 | 7/4/1 異動 B → A2B | 会員区分変更 | | | 内 呼内 循内 アレ | カナモリ ナリミ 金森 成水 | 350-0041 | 川越市六軒町2-10-3 医)やまぶきクリニック | (医) 社団 賢水会 やまぶきクリニック | 049-228-2112 049-228-2252 | |
| 所沢市医師会 | 7/1/22 入会 → A1 | | | | 内 消内 | ミヤタ タイシ | 359-0038 | 埼玉県所沢市北秋津585-1 | (医) 所沢みやた内科クリニック | 04-2969-0786 04-2969-0787 | |
| 所沢市医師会 | 7/1/28 入会 → A1 | | | | 外 糖内 | 宮田 大士 | | | | 04-2997-9857 04-2997-9856 | |
| 所沢市医師会 | 7/2/14 入会 → A2B | | | | 内 糖内 | サトウ シュン 佐藤 潤 | 359-1124 | 埼玉県所沢市東住吉10-11 コネクト所沢1階 | (医) 所沢駅前クリニック | 04-2997-9857 04-2997-9856 | |
| 朝霞地区医師会 | 6/11/1 入会 → A1 | | | | 精 アレ 小 | キリリ サキコ 桐野 沙希子 | 351-0005 | 朝霞市根岸台3丁目20-1 カインズ朝霞店2F | (医) 社団 忠尽会 所沢肛門病院 | 048-487-7563 04-2926-7521 04-2925-1566 | |
| 朝霞地区医師会 | 7/3/31 退会 B → 退会 | 退職 | | | リハ | イシオ カツシ 稻生 勝司 | 351-0023 | 朝霞市溝沼3-2-27 | (医) 誠至会 | 048-465-0677 048-465-0677 | |
| さいたま市与野医師会 | 7/2/21 入会 → A2B | | | | 小 | ヤマサキ ナミ 山崎 夏美 | 330-8777 | さいたま市中央区新都心1-2 | (医) 朝霞地区医師会 | 048-601-2200 048-601-2201 | |
| さいたま市与野医師会 | 7/2/28 退会 B → 退会 | 退職 | | | 内 小 | イシカワ ヤスヒロ 石川 康宏 | 338-0004 | さいたま市中央区本町西1-3-16 | (医) 県立小児医療センター | 048-852-9123 048-857-7481 | |
| 東入間医師会 | 7/1/31 退会 A1 → 退会 | その他 | | | 内 リウ 糖内 | ミヤシタ マコミ 宮地 真由美 | 356-0057 | ふじみ野市市沢1-9-1 | (医) 康昌会 まみ内科クリニック | 049-278-1133 049-278-1134 | |
| 狭山市医師会 | 7/2/1 入会 → A1 | | | | 外 識名 敦 | シキナ アツシ 識名 敦 | 350-1308 | 狭山市中央1-24-10 | (医) 誠至会 狭山厚生病院 | 04-2957-9111 04-2959-9965 | |
| 狭山市医師会 | 7/2/1 異動 A1 → B 管理者交代 | 会員区分変更 管理者交代 | | | 内 アレ 小 皮 | スバラ ユウカ 栖原 優 | 350-1308 | 狭山市中央1-24-10 | (医) 誠至会 狭山厚生病院 | 04-2957-9111 04-2959-9965 | |
| 狭山市医師会 | 7/4/1 入会 → A1 | | | | 内 救急 | ニシコウイチ 西 純一郎 | 350-1305 | 狭山市入間川下向沢1164-1 | (医) 社団 医師会 梶田医院狭山 | 04-2959-6000 04-2959-9571 | |
| 比企医師会 | 7/1/31 入会 → B | | | | 消内 井利 雅信 | イリマサノブ 井利 雅信 | 355-0072 | 東松山市大字石橋1721 | (医) 埼玉成恵会病院 | 0493-23-1221 0493-23-1220 | |

埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.2.1 ~ 令7.2.2

令和7年3月1日報告

No.

日本医師会用

| 年月日 | 変更区分 | 変更事由1 | 変更事由3 | 変更事由5 | 診療科目 | 氏名 | 郵便番号 | 住所 | 医療機関 | 電話番号 | FAX番号 | 備考 |
|------------|---------|-----------|--------|--------|------|----------|----------|-------------------|------------------|--------------|-------|----------|
| 所属医師会 | 会員種別 | 会員区分変更 | 会員区分変更 | 会員区分変更 | 内 | ミヤザキ カオリ | 355-0328 | 比企郡小川町大塚285 | 医) 埼生会 | 0493-72-2233 | | |
| 比企医師会 | 7/4/1 | 異動 | 会員区分変更 | | 内 | 宮崎 香理 | | | みやざきクリニック | 0493-72-6296 | | |
| | | B → A1 | 管理者交代 | | 産婦 | ミヤザキ ミヤス | 355-0328 | 比企郡小川町大塚285 | 医) 埼生会 | 0493-72-2233 | | |
| 比企医師会 | 7/4/1 | 異動 | 会員区分変更 | | 内 | 宮崎 通泰 | | | みやざきクリニック | 0493-72-6296 | | |
| | | A1 → B | 管理者交代 | | 産婦 | ミス ヒロアキ | 355-0016 | 東松山市材木町8-5 | 一医) | 0493-22-0005 | | |
| 比企医師会 | 7/4/1 | 異動 | 会員区分変更 | | 産婦 | 筆 博一 | | | 豊医院 | 0493-24-0217 | | |
| | | A2B → B | | | | | | | | | | |
| 深谷寄居医師会 | 7/1/22 | 退会 | 死亡 | | 眼 | シミズ ヨウ介 | 369-1203 | 大里郡寄居町大字寄居1057-3 | 医) | 048-581-0378 | | |
| | | A1 → 退会 | | | | 清水 洋 | | | 清水眼科医院 | 048-581-0378 | | |
| 深谷寄居医師会 | 7/1/22 | 異動 | 会員区分変更 | | 眼 | シミズ ヒロアキ | 369-1203 | 大里郡寄居町大字寄居1057-3 | 医) | 048-581-0378 | | |
| | | A2B → A1 | 管理者交代 | | | 清水 洋明 | | | 清水眼科医院 | 048-581-0378 | | |
| 南埼玉都市医師会 | 6/12/31 | 退会 | 医師会の異動 | | 内 消内 | ナカノ マコト | 349-0217 | 白岡市小久喜938-12 | 医) 社団哺育会 | 0480-93-0661 | | 大宮医師会へ異動 |
| | | B → 退会 | | | | 中野 真 | | | 白岡中央総合病院 | 0480-92-8462 | | |
| 南埼玉都市医師会 | 7/3/31 | 退会 | 退職 | | 内 小 | モリヨシキ | 349-0123 | 蓮田市本町6番1号 | 医) | 048-747-5066 | | |
| | | A1 → 退会 | | | | 森 善樹 | | | ブレックス・ファミリークリニック | 048-747-5067 | | |
| 越谷市医師会 | 7/1/30 | 入会 | | | 内 消内 | イシダ タカシ | 343-0828 | 埼玉県越谷市レイクタウン8-7-7 | | 048-988-5535 | | |
| | | → A1 | | | | 石田 隆志 | | | 越谷レイクタウン駅前 | 048-988-5538 | | |
| 越谷市医師会 | 7/2/5 | 入会 | | | 内 循内 | コマツ サチコ | 343-0043 | 埼玉県越谷市上間久里50-1 | | 048-940-7161 | | |
| | | → A1 | | | | 小松 稔子 | | | かえでハートクリニック | 048-940-7162 | | |
| 越谷市医師会 | 7/2/6 | 入会 | | | 内 消内 | キタスキ ヨシル | 343-0807 | 埼玉県越谷市赤山町2-235-1 | 医) 社団 翔風会 | 048-962-1517 | | |
| | | → A1 | | | 精 糖内 | 北角 嘉徳 | | | きたずみ内科クリニック | 048-962-1518 | | |
| 越谷市医師会 | 7/3/31 | 退会 | その他 | | 研修 | ミサワ シゲユキ | 343-8577 | 越谷市東越谷10-32 | | 048-965-2221 | | |
| | | C → 退会 | | | | 三澤 壮之 | | | 越谷市立病院 | 048-965-3019 | | |
| 越谷市医師会 | 7/3/31 | 退会 | 退職 | | 内 小 | リチャードヒロキ | 343-0808 | 越谷市赤山本町10-16 | 医) 三献会 | 048-960-5380 | | |
| | | A2B → 退会 | | | 外 小外 | 土屋 博之 | | | 越谷ふれあいクリニック | 048-960-5390 | | |
| 春日部市医師会 | 6/12/1 | 入会 | | | 研修 | マチダ ユカ | 344-8588 | 春日部市中央6-7-1 | | 048-735-1261 | | |
| | | → C | | | | 町田 有美佳 | | | 春日部市立医療センター | 048-734-2471 | | |
| 岩槻医師会 | 7/2/1 | 退会 | 医師会の異動 | | 内 循内 | ホロエ ナオヨシ | 339-0033 | さいたま市岩槻区黒谷2256 | 医) 社団 幸正会 | 048-798-2001 | | |
| | | B → 退会 | | | | 細越 巨禎 | | | 岩槻南病院 | 048-798-8521 | | |
| 三郷市医師会 | 7/4/1 | 入会 | | | 乳外 | キシマ アキラ | 341-0003 | 三郷市彦成2-342 | 医) 三愛会 | 048-958-3111 | | |
| | | → A2B | | | | 北島 晃 | | | 三愛会総合病院 | 048-958-6835 | | |
| 三郷市医師会 | 7/4/1 | 入会 | | | 整外 | オガザキ ヒロキ | 341-0003 | 三郷市彦成2-342 | 医) 三愛会 | 048-958-3111 | | |
| | | → B | | | | 岡崎 洋之 | | | 三愛会総合病院 | 048-958-6835 | | |
| 埼玉医科大学医師会 | 7/1/1 | 入会 | | | 脳内 | オカダ マリ | 350-0495 | 入間郡毛呂山町毛呂本郷38 | | 049-276-2107 | | |
| | | → B | | | | 岡田 真里子 | | | 埼玉医科大学病院 | 049-294-8222 | | |
| 防衛医科大学校医師会 | 6/9/1 | 異動 | 会員区分変更 | | リハ | トヨドメ ユキ | 359-8513 | 所沢市並木3-2 | | 04-2995-1511 | | |
| | | A2C → A2B | | | | 豊留 有希 | | | 防衛医科大学校病院 | 04-2995-0633 | | |
| 防衛医科大学校医師会 | 7/3/31 | 退会 | 退職 | | 他 | カワイトシヤキ | 359-8513 | 所沢市並木3-2 | | 04-2995-1511 | | |
| | | B → 退会 | | | | 河合 俊明 | | | 防衛医科大学校病院 | 04-2995-0633 | | |
| 防衛医科大学校医師会 | 7/3/31 | 退会 | その他 | | 精 | イワタレ タシ | 359-8513 | 所沢市並木3-2 | | 04-2995-1511 | | |
| | | A2B → 退会 | | | | 岩垂 大志 | | | 防衛医科大学校病院 | 04-2995-0633 | | |

桃木常任

ご旅程表

埼玉県医師会様

移動理事会 會議

ご旅行方面： 山形

ご参加人数： 54名様（添乗員1名）

ご旅行期間： 2025年5月10日（土）～2025年5月11日（日）1泊2日

ご集合場所： 大宮駅

JTB
感動のそばに、いつも。

埼玉支店

コク生命ビル 7 階

〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮仲町 2-75 大宮フコク生命ビル 7 階
TEL : 048-647-3071 / FAX : 048-649-0746

TEL : 048-647-3071 /

定休日:土・日・祝

支店長：黒崎 徹

總合旅行業務取扱管理者：今井 大造

相当者：未上 故由

担当者：大上 敦史

作成日：2025年2月17日

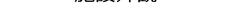
| 日次 | 月日曜 | 行程 | 食事 |
|----|----------------------|--|----------------------------------|
| 1 | 2025年 5/10 (土) | <p style="text-align: center;">つばさ 143</p> <p>大宮駅 15:25 ホテルモントビュー米沢 18:30</p> <p>米沢駅 17:06 17:25</p> <p>17:35</p> <p>※最大23席</p> <p>54名</p> <p>17:45~18:15 会議</p> <p>米沢牛黄木レストラン金剛閣 (ご夕食) 米沢 (泊)</p> <p>18:45 【150】 21:15 <15> 21:30</p> <p>ご宿泊：ホテルモントビュー米沢（シングル利用）</p> | <p>朝：-</p> <p>昼：-</p> <p>夕：○</p> |
| 2 | 5/11 (日) | <p>7:00～ 朝食</p> <p>ホテルモントビュー米沢 08:45 高畠ワイナリー 09:15 上杉神社 10:45 上杉伯爵邸 (昼食) ... 11:15 12:15 13:30</p> <p>12:00</p> <p>つばさ 146</p> <p>米沢市上杉博物館 ・上杉城址苑 (ショッピング) 13:40 米沢駅 14:50 大宮駅 15:10 15:40</p> <p>17:23</p> | <p>朝：○</p> <p>昼：○</p> <p>夕：-</p> |

〈凡例〉 ◎は入場観光／○は下車観光／△は車窓観光 〈記入例〉 鉄道□□□ 航空機+++ 私鉄++++ バス===== 船～～～ ケーブルカー～～～ ロープウェイ～～～ 徒歩…… タクシー／乗用車
〈記入例〉 (A)普通車指定便 (B)普通車中席 (C)グリーン車 (D)普通車 (E)ハイグレード (F)ラウンジ (G)直行便 (H)垂銀便 (I)終点中席

＜お願意＞ この旅程は運輸機関のタイヤ改正および各地の道路状況により、多少時間が変更になる場合がございますのでお手数でも現地での出発時間をご確認ください。

＜写 真＞ 写真はすべてイメージ画像となります。弊社より提出いたしました日程表における写真イラストに関しましては転用をお断りいたします。

■ご宿泊のご案内

| 日次 | 月日 | 宿泊施設名 | 施設紹介 | 施設外観 |
|----|---------|---|--|---|
| 1 | 5/10(土) | <山形県・米沢市> ホテルモントビュー米沢 〒992-0039 山形県米沢市門東町 3-3-1 TEL : 0238-21-3211 | 上杉謙信を奉る上杉神社や、前田慶次や伊達政宗など、著名な武将に所縁のある歴史浪漫と旅情にあふれる町—「米沢」その中心に位置し、各方面へのアクセスも抜群です。 当ホテル最上階（9F）に皆様ご待望の男女別展望風呂＆男性用サウナがオープン致しました。男性大浴場にはサウナも設置してるので、ぜひご利用ください。 |  |

バス： 大型バス2台 1日目ガイド無、2日目ガイドあり

松本常任

澁谷理事

令和6年度 医療事故調査制度 支援団体統括者セミナー (日本医療安全調査機構委託事業)

- 日時 令和7年2月9日(日) 13:00～16:00
- 場所 日本医師会館よりインターネットによるライブ配信
- 対象 各都道府県で、地域の支援団体連絡協議会等の業務、及び院内調査の支援等にかかわっている者
①支援団体の代表としての都道府県医師会の担当役員
②院内調査の支援を担う基幹病院などの代表者
③地域の看護職の代表者

○プログラム

テーマ：支援団体としての具体的な支援の在り方について

※支援団体として、各場面においてどのような支援が必要かについて考える

- ・開講挨拶(3分)
- ・グループ討議に入る前のイントロダクション・講義 (20分)
講師：上野 道雄
- ・討議テーマ①：「医療事故報告における判断への支援について」(50分)
講師：山口 徹
(討議のポイント5分、グループ討議20分、まとめ・発表25分)
- ・討議テーマ②：「初期対応への支援について」(50分)
講師：渡邊 秀臣
(討議のポイント5分、グループ討議20分、まとめ・発表25分)
- ・討議テーマ③：「調査報告書作成への支援について」(50分)
講師：宮田 哲郎
(討議のポイント5分、グループ討議20分、まとめ・発表25分)
- ・全体まとめ (5分)
- ・閉講(2分)

【講師一覧（五十音順）】

| | |
|-------|--|
| 上野 道雄 | 日本医師会医療安全対策委員会 委員 福岡東医療センター 名誉院長 |
| 紀平 幸一 | 日本医師会医療安全対策委員会 委員 |
| 木村 壮介 | 日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター) 常務理事 |
| 宮田 哲郎 | 日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター) 常務理事 |
| 宮原 保之 | 日本医師会医療安全対策委員会 委員 日本赤十字社 特別参与 医療調整監 |
| 山口 徹 | 日本医療安全調査機構(医療事故調査・支援センター)顧問 虎の門病院 名誉院長 |
| 渡邊 秀臣 | 日本医師会医療安全対策委員会 委員 高崎健康福祉大学 副学長・保健医療学部 学部長 |

(変更の場合あり)

寺師常任

第 6 2 回 埼 玉 県 医 学 会 総 会 結 果

日時 令和7年2月23日（日）午前8時50分～
場所 埼玉県県民健康センター（現地のみ）

| | | | |
|------------------|--|---|--------------------|
| 8 : 50 | 開 会 | 埼玉県医学会副会長 | 寺師 良樹 |
| 9 : 00 | 会員研究発表 | | |
| 13 : 35 | 共 通 演 題（災害医療） | | |
| 14 : 30 | 総 会 | | |
| | 挨 捶 | 埼玉県医学会会長 | 金井 忠男 |
| | 来賓祝辞 | 埼玉県知事 日本医師会会长 | 大野 元裕 様 松本 吉郎 様 |
| | 臨床研修医・医学生への表彰 | | |
| 14 : 50 ~ 15:50 | 特 別 講 演 | 【専門医共通講習一必修講習A 医療安全：1単位】 日医生涯教育制度 1単位 (CC 7 医療の質と安全) | |
| | 座長 | 埼玉県医学会 幹事 小室 保尚 | |
| | 「デジタルと生成AIの活用で思いやりに満ちた安全な医療を！」 | | |
| | 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 内閣府 SIP 第2期「AI ホスピタル」プログラムディレクター | | |
| | | 中村 祐輔 先生 | |
| 16 : 00 | 閉 会 | 埼玉県医学会副会長 | 丸木 雄一 |
| 1. 発表演題数 | 135題 | | |
| 2. 臨床研修医・医学生発表 | 53題 | | |
| 3. 臨床研修医・医学生への表彰 | 14名 | | |
| 4. 参加者 | 324名 (特別講演聴講者 80名) | | |

小室常任

医第1441-1号
令和7年2月28日

一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公 印 省 略)

生産性向上・職場環境整備等支援事業について（依頼）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、標記事業について、県内医療機関あて別添事務連絡のとおりお知らせいたしました。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、貴会の会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願ひいたします。

担当：医療整備課
総務・医療企画担当
山口、寺崎
電話：048-830-3535

別添

事務連絡
令和7年2月28日

各医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部医療整備課長

生産性向上・職場環境整備等支援事業について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の令和6年度補正予算で成立された「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」のうち標記事業については、令和7年度当初予算案として2月定例県議会に上程しております。

県議会での予算成立後速やかに、事業内容（給付金の支給対象や支給申請方法等）について御案内申し上げます。

なお、本事業の対象は、令和7年3月31日時点ベースアップ評価料を届け出ていることが要件となりますので、御留意ください。

※現時点の事業概要については、国の実施要綱（事業1関係）を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51451.html

**担当：総務・医療企画担当
山口、寺崎
電話：048-830-3535**

医政発 0212 第 5 号
令和 7 年 2 月 12 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について

標記の事業については、別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。) により行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別紙

医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱

1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員により効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

令和7年2月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

(4) 事業の支給額

（病院・有床診療所（※）） 許可病床数×4万円

（無床診療所） 1施設×18万円

（訪問看護ステーション） 1施設×18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給対象となる取組について

以下の取組のいずれか（複数可）を支給対象とする。

（ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、ＷＥＢ会議設備、床ふきロ

ボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(5－2) 納付金の支給について

- ① 納付金の支給を受けようとする対象施設は、都道府県に対して、別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」及び別紙様式1「生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書」を添えて申請を行う。
- ② 納付金の支給を受けた対象施設は、都道府県が定める日までに、別紙様式2「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」を添えて報告を行う。
- ③ 都道府県は、納付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5－3) 納付金の返還について

都道府県は、納付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った納付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により納付金の支給を受けたと認める場合。
- ③ 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより納付金の支給を受けた対象施設が令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかった場合。

2. 病床数適正化支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

令和6年12月17日（令和6年度補正予算成立日）から令和7年3月31日までの間に病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。以下同じ。）の削減を行う病院又は診療所に対し、給付金を支給する事業を行う都道府県に補助を行う。

(4) 事業の支給額

次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものを予算の範囲内で支給する。

・削減した病床1床につき4,104千円とする。

・支給対象の稼働病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみを支給する。

また、算定にあたっては、以下を除くこと。

①産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）を削減した場合、その削減した病床数

②同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

③事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数

④病床種別を変更した場合、その変更した病床数

⑤医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数

⑥診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3条の許可を受けずに設置された病床を削減した場合は、その削減した病床数

⑦その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数

ア　国の開設する病院若しくは診療所であって、官内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立して

いる事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）

- イ 放射線治療病室の病床
- ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

（5）留意事項

（5－1）給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は都道府県に対して都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

（5－2）給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

ア 給付金の支給を受けた日から、令和17年3月31日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、都道府県知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

3. 施設整備促進支援事業

(1) 事業の目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県とする。

(3) 事業の内容

別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分I－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業、別表2の第1欄に掲げる医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び別表3の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業（以下「国庫補助事業」という。）の交付対象となる医療機関等その他厚生労働大臣が認める者であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修（以下「施設整備」という。）に着手している者に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。

(4) 事業の支給額

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給する事業を行う都道府県に対し、補助する。なお、支給額は、次により算定したものを、実施主体となる都道府県毎に積み上げたものとする。

- ・ 地域医療介護総合確保基金の事業区分I－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、別表1の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・ 医療提供体制施設整備交付金の国庫補助事業及び医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、別表2及び別表3の第1欄にそれぞれ掲げる国庫補助事業毎に、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(5) 留意事項

(5-1) 給付金の支給について

- ・ 給付金の支給を受けようとする医療機関は、都道府県に対して、都道府県が必要と認める書類を添えて申請を行う。
- ・ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(5-2) 給付金の返還について

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく施設整備を行わない場合。
- イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合。

4. 分娩取扱施設支援事業・小児医療施設支援事業

(1) 事業の目的

本事業は、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するとともに、地域の小児医療の拠点となる施設（以下「小児医療施設」という。）について、急激な患者数の減少等を踏まえた支援を行い、地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び地域の小児医療体制を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、診療所及び助産所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 事業の内容

ア 分娩取扱施設支援事業

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分の給付金を支給する。

イ 小児医療施設支援事業

(ア) 及び(イ)の要件を満たした小児医療施設に支給する。

(ア) 令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回ること。

(イ) 令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額（以下「収入額」という。）を控除した額を上限とする。

ただし、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。

(4) 事業の支給額

ア 分娩取扱施設支援事業

病院または診療所 1施設×2,500千円

助産所 1施設×1,000千円

イ 小児医療施設支援事業

許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円

（ただし、（3）イ（イ）における総事業費から収入額を控除した額を上限とする。）

（注）支給額は、調整の上決定することもあり得ること。

(5) 留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。

（ア）平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

（イ）平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

（ウ）本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）

イ 本事業の対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。

（ア）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院

- (イ) 「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号厚生省医務局長通知) の別添「救急医療対策事業実施要綱」(令和 6 年 3 月 29 日一部改正) に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院
- (ウ) 小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの
- a 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。
 - b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
 - c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

(6) 給付金の支給について

- ア 給付金の支給を受けようとする病院、診療所及び助産所は都道府県に対して別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて申請を行う。
- イ 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日や申請期限を決定するものとする。

(7) 給付金の返還について

- 都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のア又はイに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。
- ア 給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。
 - イ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

5. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

(1) 事業の目的

分娩取扱施設が少なく、当面、集約化が困難な地域に所在する施設に対して、分娩取扱を継続するための運営に係る費用を支援することにより、分娩取扱機能を維持することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 当該年度において分娩を取り扱うこと。
- ② 前年度末において、分娩を取り扱う病院の数が 1 以下であり、かつ、分娩を

取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在する分娩取扱施設

- ③ 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。
- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。

(4) 整備基準

分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、分娩取扱施設が少ない地域の産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための支援を行う。

(5) 事業の交付額

交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 都道府県が行う事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

② 都道府県が補助する事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------------------------------|----------------|
| 1か所当たり | 必要な次に掲げる経費 |
| ① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円 | 職員基本給 職員諸手当 |
| ② 分娩取扱期間 年間6月以上9月末満 7,600千円 | 諸謝金 社会保険料 |
| ③ 分娩取扱期間 年間6月末満 3,800千円 | |
| (注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。 | |

(6) 留意事項

- ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については交付の対象外とする。
- (ア) 平成21年4月1日年医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業
 - (イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
 - (ウ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（産科施設）
- イ 分娩取扱施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。
- ウ 交付を受けようとする分娩取扱施設は都道府県に対して別添様式「支給申請書兼口座振込依頼書」を添えて申請を行う。

6. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

(1) 事業の目的

産科施設において分娩取扱の継続が難しい場合に、妊婦健診等を担う施設として診療を継続することで地域の他の産科施設の負担が軽減されるよう、財政的支援を実施することにより、地域の実情に応じた産科施設の役割分担を進め、周産期医療提供体制を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院及び診療所その他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準じるものと都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

- ① 当該年度において妊産婦の健康診査を実施すること。
- ② 当該年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
- ③ 当該年度において分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難であること。
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されること。

(4) 整備基準

① 施設

妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースを設けるまたは改修等を行うものとする。

② 設備

妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整えるものとする。

(5) 交付額の算定方法

① 施設

この補助金の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（施設）

(ア) 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（施設）

(ア) 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

| 1 区分 | 2 基 準 額 | 3 対 象 経 費 | 4 補 助 率 |
|---------------------|----------------------|---|---------|
| 地域連携周産期支援事業 (施設) | 1 施設当たり 16,800 千円 | 産科医療施設として必要な 次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又 は工事請負費 診療部門 (診察室、病室等) | 2 分の 1 |

② 設備

この補助金の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 都道府県が行う地域連携周産期支援事業（設備）

(ア) 次の表の第2欄に定める種目に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 都道府県が補助する地域連携周産期支援事業（設備）

(ア) 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

| 1 区 分 | 2 種 目 | 3 基 準 額 | 4 対象経費 | 5 補 助 率 |
|-------------------------|-------------|--------------------|--|---------|
| 地域連携周 産期支援事 業（設備） | 医療機器整 備費 | 1か所当たり 7,279 千円 | 妊婦健診を行 う産科医療施 設として必要 な医療機器購 入費 | 2分の1 |

(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。

（6）留意事項

ア 本事業においては、下記の補助金の交付を受ける施設については交付の対象外とする。

(ア) 平成21年4月1日年医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、実施する産科医療機関確保事業

(イ) 本実施要綱に基づき実施する分娩取扱施設支援事業及び地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

イ 産科施設は、厚生労働省医政局が実施する各種調査等に協力し、事業の実施状況を報告すること。

7. 医療施設等経営強化緊急支援執行事業

(1) 事業の目的

本事業は、医療施設等緊急支援事業の各事業について、都道府県等が執行事務を行う際に生じる経費を支援し、給付金を速やかに支給することで、地域の医療提供体制の確保を目的とする。

(2) 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市区町村とする。

(3) 事業の内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに都道府県等が支出する医療施設等緊急支援事業の執行に係る経費を支援する。

(4) 事業の所要額

都道府県等が必要と認めた額を予算の範囲内で交付する。

(5) 留意事項

医療施設等緊急支援事業の各事業の執行事務に係る委託費等の事務費や当該事業の執行のために雇用する非常勤職員の人事費（都道府県職員の人事費を除く。）も対象となるが、事業期間等を踏まえ、適切な必要額を計上すること。

別紙様式 1 (病院・有床診療所)

○○○○知事 殿

保険医療機関名 :

生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

【申請額】

| | | | | |
|-----|---|---------|---|-----|
| 病床数 | × | 給付額 | = | 申請額 |
| | | 40,000円 | | 0円 |

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年2月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出る見込みである。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

| | 設備名 | ①に要する申請額 |
|------|-----|----------|
| 導入設備 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計 | 0円 |

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

②に要する申請額

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

③に要する申請額

①+②+③

0円

数値チェック

○

事務担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

| 項目 | チェック |
|--------------------------|--------------------------|
| 0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） | <input type="checkbox"/> |
| P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） | <input type="checkbox"/> |
| 0102 入院ベースアップ評価料（医科） | <input type="checkbox"/> |
| P102 入院ベースアップ評価料（歯科） | <input type="checkbox"/> |
| 訪問看護ベースアップ評価料（I） | <input type="checkbox"/> |

○○○○知事 殿

保険医療機関名 :

生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

【申請額】

| 申請額 |
|----------|
| 180,000円 |

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年2月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出る見込みである。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

| | 設備名 | ①に要する申請額 |
|------|-----|----------|
| 導入設備 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計 | 0円 |

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

| ②に要する申請額 | 0円 |
|----------|----|
| | |

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

| ③に要する申請額 | |
|----------|----|
| ①+②+③ | 0円 |

数値チェック

×

事務担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

| 項目 | チェック |
|--------------------------|--------------------------|
| 0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I） | <input type="checkbox"/> |
| P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I） | <input type="checkbox"/> |
| 訪問看護ベースアップ評価料（I） | <input type="checkbox"/> |

別紙様式 1 (病院・有床診療所)

○○○○知事 殿

保険医療機関名 :

○○病院

生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

【申請額】

| 病床数 | × | 給付額 | = | 申請額 |
|------|---|---------|---|------------|
| 100床 | × | 40,000円 | = | 4,000,000円 |

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年2月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出る見込みである。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

| 導入設備 | 設備名 | ①に要する申請額 |
|------|---------|------------|
| | 離床センサー | 1,000,000円 |
| | タブレット端末 | 2,000,000円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計 | 3,000,000円 |

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

| | |
|----------|----------|
| ②に要する申請額 | 500,000円 |
|----------|----------|

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

| | |
|----------|----------|
| ③に要する申請額 | 500,000円 |
|----------|----------|

| | |
|-------|------------|
| ①+②+③ | 4,000,000円 |
|-------|------------|

数値チェック

○

事務担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス

○○○○知事 殿

保険医療機関名 :

○○クリニック

生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書

生産性向上・職場環境整備等支援事業について、次のとおり申請します。

【申請額】

| 申請額 |
|----------|
| 180,000円 |

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

- 令和7年2月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。
- 令和7年3月31日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出る見込みである。

【生産性向上・職場環境整備等の実施内容及び申請額】

- ①タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

| 導入設備 | 設備名 | ①に要する申請額 |
|------|---------|----------|
| | タブレット端末 | 120,000円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 合計 | 120,000円 |

- ②医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

| ②に要する申請額 | 0円 |
|----------|----|
| | |

- ③処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

| ③に要する申請額 | 60,000円 |
|----------|---------|
| | |

| ①+②+③ | 180,000円 |
|-------|----------|
| | |

数値チェック

○

事務担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス